

令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（メッセナゴヤ出展）委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（メッセナゴヤ出展）委託業務

2 業務の目的

道内ものづくり企業や自治体、大学とともに高い集客数や多分野のテーマを有する展示会に出展し、道内企業の技術や製品等をPRすることにより、販路拡大や産業集積を推進する。

3 委託業務の内容

中京圏にて開催される日本最大級の異業種交流展示会である「メッセナゴヤ2023」に「北海道ブース」として出展し、企画立案や運営管理、出展企業募集やブースの小間装飾、PRツールの作成、オンライン展示会に係る運営を行う。

(1) 出展に係る企画立案・運営管理等

企業や自治体等で「北海道ブース」として出展するための諸調整や企画立案、ブース設営、受付・案内、アンケートの配布・回収など、開催期間中の運営管理を行う。

また、来場者に対し、道内ものづくり事業環境などについて効果的にPRを行う。

メッセナゴヤ2023については次のとおり。

○期間：(リアル開催)令和5年11月8日(水)～10日(金)

：(オンライン開催)令和5年11月1日(水)～30日(木)

○会場：ポートメッセなごや(愛知県名古屋市港区金城ふ頭2丁目2)

○主催：メッセナゴヤ実行委員会(構成団体：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所)

※「メッセナゴヤ」は中京圏で開催される、日本最大級の異業種交流展示会であり、令和4年度は800社・団体が出展し3日間で45,000人が来場した。これまでに17回開催されている。詳細については、公式ホームページ <https://www.messenagoya.jp/> を参照のこと。

(2) 出展企業の募集

道内ものづくり企業、および関連企業等の募集および案内チラシ、出展申込書の作成等出展に係る調整

(3) ブース造作および装飾

○「北海道ブース」規模：土間渡し小間 計8小間(72㎡)～10小間(90㎡)

○製作物：看板、パンチカーペット、バックパネル、会議テーブル等

※「北海道ブース」を存在感あるものとし、道内ものづくり産業のイメージアップにつなげるとともに、多くの集客に寄与するように視認性の高い会場造作や、興味を引く高いデザイン性での装飾に配慮すること。

(4) PRツールの作成

○「北海道ブース」出展PRのため、下記のツールを作成する。

- ・企業PRパネルの製作
- ・北海道の事業環境PRパネルの製作
- ・出展企業を紹介する冊子の製作
- ・上記製作物データの道への提出

※道内ものづくり産業や事業環境への理解が深まるように配慮すること。

(5) オンライン展示会に係る運営

○主催者が提供するオンライン展示会を活用し、出展企業の製品や技術等を効果的に紹介するページの作成

※オンラインにおいてもビジネスマッチングにつながるよう動画配信を用いるなど工夫

すること。

(6) 実施報告書の作成

○展示会の実施概要について報告書を作成する（紙媒体3部、電子媒体1式）。

※上記（1）～（5）については、道と調整して決定する。

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和6年（2024年）1月31日（水）まで

(3) その他 ・ 本業務は、感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する
場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更す
るか、契約を行わないことがある。

・ また、委託契約締結後、感染症などの影響により業務の一部中止や実施方
法の変更を求める場合がある。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1	実施体制
	実施体制・役割等
2	実施手法
	業務処理工程表・経費積算
3	実施方策
	(1) 出展に係る企画立案・運営管理等について
	(2) 出展企業の募集について
	(3) ブース造作および装飾について
	(4) PRツールの作成について
	(5) オンライン展示会に係る運営について
4	実績
	過去の実績
5	追加提案
	追加提案
6	道施策との適合性（該当がある場合）
	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	② 「障がい者雇用」
	③ 「パートナーシップ構築宣言」

※記載上の留意事項

ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

イ 業務処理工程表・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。

ウ 実施方策については、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。

エ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案については、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載

すること。

カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書（写し）を提出すること。

道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書（写し）を提出すること。

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。

なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）5 月 19 日（金）16 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 6 部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

- (4) 提出期限 令和5年(2023年)5月26日(金)16時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先
 - 郵便番号 060-8588
 - 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)
 - 北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進第一係(担当:久保)
 - 電話 011-204-5324
 - 電子メールアドレス kubo.masatsugu@pref.hokkaido.lg.jp